## 令和2年度 特定随意契約に関する発注見通し及び契約締結状況

令和3年3月3日現在 契約監理室

		発注	見通しの	公表			契	約締	結前の公表			契	約締	結状況のク	公表
No.	公表日	件名	事業担当 課等名	随意契約をする理由	発注予定時期	公表日	契約内容	履期又履期行間は行日	契約相手方の 選定基準	公 京 の の の の の の の の の の の の の	公表日	契約の 相手方	契約日	契約金額 (円)	契約の相手方と した理由
1	令和年 2 4 1 1	搬業務委託	財産管理課	業が人に施で齢用進き のルセい能り、等安寄め 内バタても高の定与 をのかせいにの。 のにたい。 をのに、 をのに、 をのに、 をのにたい。 をのにたい。 をのに、 をのに、 をのに、 をのに、 をのに、 をのに、 をのに、 をのに	令 和 年 6 月	令和年 2 8 月 3 日	市有地草刈 及び残材運 搬業務委託 (市場地内 他)		令第167条の2第		令和年 2 8 3 1	公 益 社 団 法 人 市シル 高田人材セ ンター	令和年 2年 5月 14日	409,107	・地方自治の2第167条の2第167条の2第167条の2第167条の2第167条の2第3号に入材で表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表
2	2年	市有地草刈 及び残材運 搬業務委託 (市場地内 他)	財産管理課	業が人に施で齢用進きのルセいは高の定り内バタでも高の定ちのにたり、等安寄めのにたり、第安寄めのになり、第一年のののののののでもののののでは、第一年の年雇促で	令和 2年 10月	令和 3 3 3 3 1	市有地草刈 及び残材運 搬業務委託 (市場地内 他)	令2920 令21031 1031	・市内に所在し、 円滑に業るの体の ・地第167条の2 ・地第167条の3号に一 ・地第167条の該 ・地第167条の該 ・地第167条の ・地第167条の ・地第167条の ・地第167条の ・地第167条の ・地第167条の ・地第167条の ・地第167条の ・地第167条の ・地第167条の ・地第167条の ・大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大		令和 3 3 3 3 1	公 益 社 団 法 人 大 和 高田人材セ ンター	令和年 29月 14日	411,564	・地方自治法施行令項第167条の2第1項第3号に該当すンターでを記述した。 サールバー 大都 市の できる
3	令和 3月 3月 3日	市有地草刈 及び残材運 搬業務委託 (今里川合 方地内)	財産管理課	業が人に施で齢用進き のルセい能り、等安寄め 内バタても高の定与 内にを 容ー一実の年雇促で	令 3 2 月	令和 3 3 3 3 1	市有地草刈 及び残材運搬業務委託 (今里川合 方地内)	令323 令328 和年月日~和年月日 28	・市内に所在し、 円滑に業務団体で 行が行えと ・地第167条の3 ・地第167条の2 ・地第167条の2 ・地第167条の2 ・地第167条の2 ・地方の2 ・地方の2 ・地方の3 ・地方の3 ・地方の3 ・地方の4 ・地方の3 ・地方の4 ・地方の5 ・地方の4 ・地方の4 ・地方の4 ・地方の4 ・地方の5 ・地方の4 ・地方の4 ・地方の4 ・地方の4 ・地方の4 ・地方の4 ・地方の4 ・地方の4 ・地方の4 ・地方の4 ・地方の4 ・地方の4 ・地方の4 ・地方の4 ・地方の4 ・地方の4 ・地方の5 ・地方の4 ・したっと ・したっと ・したっと とした とした とした とした とした とした とした とした とした とし		令和 3 3 3 1 3 1	公 益 社 団 法 人 市シル バー人材セ ンター	令和 3年 1月 29日	535,745	・地方自治の2第1 第167条の2第1 第3号に入る 第3号に入する 第3号に入する 等の当立の 等の がある 等の がある で が で が を で が を で り を で り を の う を の う を の う を の う を の う を の う を の う を の う し 、 の う し 、 の も の も の も の も の も の も の も の も の も の

4	令和年 4 1 1	大和高田市 勤労一者管 ホース 大和高田市年 東 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		業が人に施で齢用進きのルセいは高の定与内バタても高の定与をあるにたり、等安寄めるにたり、第一年のではるのでものにものでものでものでものである。	令和 2年 4月	令和 4 1 1	大和高田市 新労ニ 大和青少管 本 大 大 大 大 発 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	令和 3 3 31 31	・市内に所在し、 円滑に業務の傾 行が行える団体で あること ・地方自治法施育 1項第3号に該人 1項第3号にあること するシルバであること ・実な履行が見込 とまな履行が見込めること	令和 2 4 月 1 日	公 益 社 団 法人市シ カー人材 マー ンター	令和 2 4 月 1 日	2,678,624	・地方自済の2第167条の2第167条の2第167条の2第167条の2第167条の2第3号に該当セン特方の3号に大本市対象の意理がある。 ・地方自然がある。 ・世の意理がある。 ・世のである。 ・世のである。 ・世のである。 ・世のである。 ・世のである。 ・世のである。 ・世のである。 ・世のである。 ・世のである。 ・世のである。 ・世のである。 ・世のである。 ・世のである。 ・世のである。 ・世のである。 ・世のである。 ・世のである。 ・世のである。 ・である。 ・である。
5	令 2 4 1 1	国勢調査実 地調査業務 委託	産業振興課	業が人に施で齢用進き務シ材お可あ者のにたのルセい能り、等安寄め内バタても高の定与を一場のにを	令 2 8 月		発注なし							
6	令和年 2年 1 1	大和高田市 高田少本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本	産業振興課	業が人に施で齢用進きのルセい能、等安寄めれお可あ者のにためがといな高の定与のバタでも高の定与のがのではるのではのでは、	令和年 2 9 月	令3年月日 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	大和高田市市 高田少年 カッカー 大 カッカー 大 が 大 が 大 が 表 が 表 が 表 が ま の で ま の で ま の ま の ま の ま の ま の ま ま の ま ま ま ま	令2911 令291 和年月日~和年月日 30	・市内に所在し、 円滑に業務の体 行が行える あること ・地方167条の2第 1項第3号にある 1項第3号にあり するシターであり、 で 実な履行が見 と まなる まなり で もこと もって は は は は は は は は と り に き は り ること も は り ること り は り ること り ること り ること り ること り ること り ること り ること り ること り ること り ること り ること り ること り ること り ること り ること り ること り ること り ること り る り る り る り る と の と り と り と り と り と り と り と り と り と り	令3年月3日	公 益 社 団 法 人 大 和 高田市シル バー人材セ ンター	令和年 2 9 7 7	62,768	・地方行項の2年子の167条の2第167条の2第167条の2第167条の2第167条の3号に対する3号に対するの当立のでは、167でので
7	令和 2 4 1 1	高田千本桜のPRに伴うのぼり設置 業務	産業振興課	業が人に施で齢用進きのルンといな高の定り内バタでも高の定与のにためまるの定りをある。	令和 3 3 月		発注なし							

8	令和年 2 4 1 1	大和高田市市民交流セ 市民交流セ シター喫茶等 運営業務	市民協働推進課	業が録者に施で者通加策た内に障施ても障労会くすの市る援いない就社い進の市るがじしをめてて推り、就社い進いを対したがの事をを書設実の害を参施る	令和 2 4 月	令和年 4 1 1	大和高田流茶型 一大和民の中では 一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一	令241 令331 和年月日~和年月日	かりたる団体であること ・地方自治法施行第 1項第3号に該方 1項第3号に該接施設であること。 施設であること。	令和年 2年 4月 1日	社 会 福 祉 法人萌	令和 2年 4月 1日	2,000,000	・地方7条の2第167条の2第167条の2第3号に接第167条の3当設施第3号を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を
9	令和 2年 4月 1日	大和高田市 曙隣保館管 理業務委託	人権施策課	業が人に施で齢用進きのルセい能の実安寄めのルセンな高の定ちのにたり、等安寄めのにたり、等安寄めのにをのにするのにをのののののののののののののののののののののののののののののの	令和年 4月	令和年 2 4 1 1	大和高田市 曙隣保館管 理業務委託	令241 令331 和年月日~和年月日	令第167条の2第1項第3号に該当	令和 2 4 月 1 日	公 益 社 団 法 人 大 和 高田人材セ ンター	令和年 2 4 1 1	169,400	・地方自治な2第167条の2第167条の2第3号に該第10分割を10分割を10分割を10分割を10分割を10分割を10分割を10分割を
10	令和年 4月 1日	大和高田市 曙隣保館清 掃業務委託	人権施策課	業が人に施で齢用進きのルンといな高の定与内バタでも高の定与のにため、等安寄め	令 2 4 月	令和年 4月 1日	大和高田市 曙隣保館清 掃業務委託	令241 令331 和年月日~和年月日	・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当 するシルバー人材 セスターであることを	令和年 24月 1日	公 益 社 団 法 日 市シル 高 一人 材 センター	令和年 2年 4 1 1		・地方行項 第167条の2第1項 第3号に該材セン 等の当地での 等の当地での 等の 等の が が が が る に 登 が が る を で の う と を の う と を の う と を の う と の う と の う と の う と の ら の ら し の ら し の も の も の も の も の も の も の も の も の も の
11	令和 2年 4月 1日	市場隣保館管理業務委託	人権施策課	業が人に施で齢用進きのルンといな高の定ちのルンといな高の定ちのにため、等安寄め	令和 2年 4月	令和年 2 4 1 1	管理業務委	令241 令331 和年月日~和年月日	・地方自治法施行令第167条の2第	令和 2年 4月 1日	公益社団法 日本 大和高い一人材センター	令和 2年 4月 1日		・地方自治法施行令 第167条の2第1項 第3号に該当する 第3号に核センター 等のうち本市の がある 第に登録がある 第に登録がある で動した見積 の団体である ・徴定価格の である

12	令和 2年 4月 1日	市場隣保館清掃業務委託	人権施策課	業が人に施で齢用進きのルセンな高の定りであるのにため、等安寄めにたり、等安寄めのにための定りのではのではののであるのである。	令和 2年 4月	令 2 4 月 1 日	市場隣保館清掃業務委託	令241 令33 31 31	令第167条の2第 1項第3号に該当 するシルバー人材 センターであること ・実績等があり、確 実な履行が見込 めること	令和 2年 4月 1日	公 益 社 団 法 人 市シル 高田人材セ ンター	令和 2年 4月 1日	96,360	・地方自治法施行令 第167条の2第1項 第3号に該当するシー 第3号に材中との 第3号に対対中の 等の 意 意 を 意 を を を を を を を を を を を を を を を
13	令和 2年 4月 1日	土庫 隣 保 館 管 理 業 務 委 託	人権施策課	業が人に施で齢用進きのルセい能り、等安寄め内バタても高の定ちのにたり、等安寄めのにたののでものであるのでものである。	令和 2年 4月	令和年 2 4 1 1	土庫隣保館 管理業務委 託	令241 令33 31 31	・市内に所在し、 円滑に業務の履 行が行える団体で あること ・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該 1項第3号に対し センターであること ・実績履行が見込 めること	令和 2 4 1 1	公 益 社 団 法 人 市シル 高 一人材 ンター	令和 2 4 月 1 日	69,696	・地方自治な第167条の2第167条の2第167条の2第167条の2第167条の2第3号に該当する9年の当年の時間である。 第3号に大材市の3号に登録がある。 第12号をでは、 第12号をでは 第12号をでは 第12号をでは 第12号をでは 第12号をでは 第12号をでは 第12号をでは 第12号をでは 第12号をでは 第12号をでは 第12号をでは
14	令和年 4月 1日	土庫 隣 保館 清掃業務委 託	人権施策課	業が人に施で齢用進きのルセいな高の定ちのルセいな高の定ちのにたり、等安寄めにたりのであるのにためが、第一年ののであるのである。	令和 2年 4月	令和年 4月 1日	土庫隣保館 清掃業務委 託	令 2 4 1 令 3 3 3 3 3 1	・市内に所在し、 円に業る団体で 一時ででは 一時ででは 一時でででででででででいる。 一年でででででででででででででいる。 一年ででででででででいる。 一年でででででででいる。 一年ででででででででいる。 一年でででででででででいる。 一年ででででででででいる。 一年でででででいる。 一年でででででいる。 一年ででででいる。 一年ででは、 一年ででは、 一年ででは、 一年ででは、 一年ででは、 一年ででは、 一年ででは、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年では、 一年できる。 一本できる。 一、 一本できる。 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	令和年 2年 4月 1日	公益 社 団 法 大 市シル ニー人材セ ンター	令和年 2 4 月 1		・地方6年第167条の2第167条の2第167条の2第3号に該第3号に大都市の当中の第3号に大都市の第3号に大都市の第二十分の方式を開発を表現がある。一次の一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次
15	令和 2年 4月 1日	大和高田市営駐車場業 務委託	生活安全課	業が人に施で齢用進きのルンマでも高の定りである。にため、等安寄めにたり、等を寄める。これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これが、これが、これが、これが、	令和 2 4 月	令和年 4月 1日	大和高田市営駐車場業 務委託	令 2 4 1 令 3 3 3 3 3 3 1	・市内に所在し、 円滑に業務の体で 行が行える団体で あること・地方67条の2第 1項第3号に両人こと 1項第3号に一人この センターでああり、 センターでがあり、 実な履行が あること	令和 2年 4月 1日	公 益 社 団 法 日 市シル バー人材セ ンター	令和 2年 4月 1日	10,391,748	・地方自治法施第167条の2第1項第3号に該第3号に該する中等の3号に対センター等の意理を対した本が表をでは、一次のでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次

16	4月	大和高田市 営自転車務 事場 託 (サイクルポート6箇所)	生活安全課	業が人に施で齢用進きのルンといな高の定りである。これをいる。の定ちのにため、等安寄めのにためのではのではのでは、	令和 2年 4月	令 2 4 1 1	車場業務委  託	令241 令33 31 31	・地方自治法施行令第167条の2第	令和 2年 4月 1日	公 益 社 団 法 人 和 高 田 市 シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー	令和 2年 4月 1日	48,910,030	・地方自治法施行令 第167条の2第1項 第3号に該当するシルバー人材市のうち約センタ 等の意契約がある唯 で動意登録がある唯 の団体である ・徴取した見積囲が 予定価格のである
17	令和 2年 4月 1日	大和自場 高車 事 部 事 第 イク ト J R 高 い ー ト J R 西 い の の の の の の の の の の の の の の の の の の	生活安全課	業が人に施で齢用進きのルセい能り、等安寄め内バタても高の定ちのにたり、等安寄め	令和 2年 4月	令和年 2 4 1 1	大宮車託 和自転業 中トJR ルー西)	令241 令33 31 31	・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当 するシルバー人こと センターであること ・実績等があり、確 実な履行が見 めること	令和年 2 4 1 1	公 益 社 団 法 人 大和 高田 ル ル ル カ カ カ マ カ マ カ マ カ マ カ マ カ マ カ マ カ	令和 2年 4月 1日	5,448 ,444	・地方自治の2第1 第167条の2第1 第3号に該当する 第3号に核材セン 等のうちがある がのうち約がある 簿に登録がある で団体である ・徴取価格の である である
18	令和年 4 1 1	大和高田市 お人憩 ま管理業 委託	社会福祉課	業が人に施で齢用進きのルセいは高の定与内バタでも高の定与のにたり、等安寄め	令和 2年 4月	令 2 4 1 1	大和高田市 お人憩 家管理業務 委託	令241 令33 31 31	・市内に所在し、 円滑に業る団体で 行が行とと ・地方もると ・地方の名号に ・地方の名号に ・地方の名号に ・地方の名号に ・地方の名号に ・実 があるシルバで ・実 を に を り り り り り り り り り り り り り り り り り	令和年 2 4 1 1	公 益 社 団法 人 大和高田市シルバー人材センター	令 2 4 1 1		・地方行孫の2第167条の2第167条の2第167条の2第167条の2第167条の3号に対する9年の当立の時者での意義をである。 第3号に大本市象を唯一の時間では、 第10日本ののでは、 第10日本ののでは、 第10日本ののでは、 第10日本ののでは、 第10日本ののでは、 第10日本ののでは、 第10日本ののでは、 第10日本ののでは、 第10日本ののでは、 第10日本ののである。 第10日本ののである。 第10日本ののである。 第10日本のでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので
19	令 2 4 月 1 日	大和高田市立児童館清 掃業務委託	児童福祉課	業が人に施で齢用進きのルンといな高の定りである。これがおいないのではある。これのでは、等安寄めのにためのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、	令和 2年 4月	令 2 4 1 1	大和高田市 立児童館清 掃業務委託	令241 令33 31 31	・市内に所在し、 円滑に業務団体 行が行える団体で あること・地方167条の2第 1項第3号に該人こ であるシルバであるり、 センターでがあり、 実な履行が 実な履行が めること	令和 2年 4月 1日	公 益 社 団 法 人 大 和 高田市シル バー人材セ ンター	令 2 4 1 1	389,445	・地方自治な第167条の2第167条の2第167条の2第1項第3号に該するションを表表を表示が一人材でのうちのでは、一次のうちのでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次では、一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次

20	令和年 4月 1日	天満診療所 清掃業務委 託	保険医療課	業が人に施で齢用進きのルセンでも高の定与内バタでも高の定ちのにため、等安寄めのにたがある。	令和 2年 4月	令和 2年 4月 1日	天満診療作 を で で が が が が が が が が が が が が が	令241 令331 和年月日~和年月日	・地方自治法施行令第167条の2第	令和 2年 4月 1日	公 益 社 団 法 人 市 シル ボー 人 材 セ ン ター	令和 2年 4月 1日	732,402	・地方名 第167条の2第1項 第3号に該第3号に該する 第3号に核材センタ 等の当なと 等の当なと 等の当なと 等の がある 第2登録がある で がある ・ 徴取した 見 額 の で ある も の き の き の き の き の き の き の き の き の き の
21	令和 2年 4月 1日	天満 診療所植木剪定業 務委託	保険医療課	業が人に施で齢用進き 務シ材お可あ者のにた のルセい能り、等安寄め 大がタても高の定与	令和 3年 2月	令和年 3月 3日	天満診療所 植木剪定業 務委託	令333 令331 和年月日~和年月日	令第167条の2第 1項第3号に該当 するシルバー人材 センターであること ・実績等があり、確 実な履行が見込 めること	令和年 3 3 3 3 1	公 益 社 団 法 人 大 和 高田市シル バー人材セ ンター	令和年 3 2 月 18 日	45,758	・地方自治の2第167条の2第167条の2第167条の2第167条の2第167条の2第3号に該当するターのからない。 第3号には材センをはいるがある。 第10分をでは、 第10分をでは
22	令和年 4月 1日	大和 高レンタ 高 田タン 植	健康増進課	業が人に施で齢用進きのルセいな高の定りである。これである。これである。これでは、等安寄める。これでは、第一年にの定りでは、第一十美の年雇促で	令和 2年 10月	令 3 3 3 3 1	木剪定業務	令 2 10 1 令 2 10 31 31 令 31 31	令第167条の2第 1項第3号に該当	令 3 3 3 3 1	公 益 社 団 法 人 大 和 高田市シル バー人材セ ンター	令和 2年 10月 1日	62,648	・地方自治法施行令 第167条の2第167条 第3号に該第1での3号に 第3号に大本市の 第3号に大本市の 第1での 第1での 第1での 第1での 第1での 第1での 第2での 第2での 第2での 第2での 第2での 第2での 第2での 第2
23	令和 2年 4月 1日	歩道及び路 肩除草・清掃 業務委託	土木管理課	業が人に施で齢用進きのルンといな高の定ちのルンといる。のにため、等安寄めのにため、のにたのでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでもの	令和 2年 4月	令和 2年 4月 1日	歩道及び路 肩除草・清 掃業務委託	令 2 4 1 令 3 3 3 3 3 3 3	・市内に所在し、 円滑に業務団体で 行が行える団体で あること・地方167条の2第 1項第3号にある2第 1項第3号にあるかがであるシルーであるり、 センター等があり、 実な履行が見 めること	令和 2年 4月 1日	公 益 社 団 法 人 大 和 高田市シル バー人材セ ンター	令和 2年 4月 1日	2 249 400	・地方自治法施行令 第167条の2第1項 第3号に該当する 第3号に該当する 第3号に該当する 等の当本の 等のうち本市の を 意 之 等の がある 第に登録がある の 団体である ・ 徴取した見 積 囲 で ある で ある で ある の の の の の の の の の の の の の の の の の の

24	令 2 4 1 1	遊水地草刈業務委託	土木管理課	業が人に施で齢用進きのルセい能り、等安寄めのルセい能り、等安寄めのにたりの定与のにたりのではのではのではありた。	令和 2 7 月		発注なし							
25	令和年 2 4 月 1	高田高架下 月極駐車場 清掃 委託	土木管理課	業が人に施で齢用進きのルセい能り、等安寄めれがりても高の定ちのにため、等安寄めのにたの、年ののでものでものでものでものできる。	令和 2年 4月	令和 2 4 月 1	高田高架 下場 極駐業務 委託	令241 令33 31 31	<ul><li>・実績等があり、確実な履行が見込めること</li></ul>	令和 2 4 1 1	公 益 社 団法 人 大和高田市シルバー人材センター	令和年 2 4 1 1	295,852	・地方自治な2第1項 第167条の2第1項 第3号に該対センター 等のうち本対のうちの者を を がある に登録がある に登録がある で の団体である ・ 徴取したの で ある で ある で ある で ある で ある で ある で ある の き の き の き の き の き の ら も の ら も の ら し た の ら し た の ら り と の ら り と の ら の ら の ら の ら の ら の ら の ら の ら の ら の
26	令 2 4 1 1	大和高田敷高田敷 高田敷 宝木 大 堂植木 大 三 村 植 委 新 (東 雲 町 地 内 、 大 会 大 の 大 の 大 り 大 の 大 の 大 の 大 の 大 の 大 の 大 の	営繕住宅課	業が人に施で齢用進きのルセいな高の定ちのルセいな高の定ちのにたり、等安寄めにたりのであるのにためが、第一年のにためのが、第一年の年曜代で	令和 2年 4月	令和年 4月 1日	業務委託	令241 令241 和年月日~和年月日 30	・市内に業る 市内に業る 市内に業る ・市滑に考る ・市滑に業る ・市滑に業る ・地第167条の ・第167条の ・海第3号に一る ・フェンタ ・実な を実な を実な がががが があること	令和 2年 4月 1日	公 益 社 団 法 人 大 和 高 田 市 シ ル バ ー 人 材 セ ンター	令和年 2年 4月 1	6,778	・地方自治な2第1項を第167条の2第1項を第3号に該第3号に該対センターでのうちがあるがあるでは、一次のうちがあるでは、一次のうちがある。では、一次のがある。では、一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次
27	令 2 4 1 1	大 和 良 相 主 本 が は を 大 の れ し れ で で で 変 業 市 に 大 の の で の で の で の で の で の で の で に に に に に に に に に に に に に	営繕住宅課	業が人に施で齢用進きのルンといな高の定りである。これがある。これのにため、等安寄めにため、これのではるのではのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これが、これが、のいかが、のいかが、	令和 2年 4月	令 2 4 1 1	大改地定 高住植び業 和良内及業 ( の の の の の の の の の の の の の の の の の の	令241 令24 30 30	・地方自治法施行令第167条の2第	令和 2年 4月 1日	公 益 社 団 法 人 和 高田市シル バー人材セ ンター	令和 2年 4月 1日	16,891	・地方自治法施行令 第167条の2第1項 第3号に該当する 第3号に該材センタ 等のうち本村の特 を 意 意 之 を の 団体である ・ 徴取した見 積 囲 の で ある の 団体である ・ で ある の の の の の の の の の の の の の の の の の の

28	令和年 24月 1日	大 南 ま 東 を を を を を を を の で の で の で の で の の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	営繕住宅課	業が人に施で齢用進きのルセいは高の定ちのルセンは高の定ちのにたり、等安寄めるのにたりのををあめる。	令 2 6 6 月	令 2 8 月 3 日	大和住宅引き 高電動き で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	令250 令2630 30	令第167条の2第 1項第3号に該当 するシルバー人材 センターであること ・実績等があり、確 実な履行が見込 めること	令和年 2 8 月 3 日	公益社団法人 団 和 一 日 一 日 一 日 一 日 市 シル マー ト オ セ ンター	令和 2年 5月 14日	574,697	・地方自治な2第167条の2第167条の2第167条の2第する2第するとの当立との当立との共立の方式が表示の対域を対象をできる。 第3号に対するの当立との対象をできる。 第10分割をは、 第10分割を 第10分割を 第10分割を 第10分割を 第10分割を 第10分割を 第10分割を 第10分割を 第10分割を 第10分割を 第10分割を 第10分割を 第10分割を 第10分割を 第10分割を 第10分割を
29	令和 2年 4月 1日	大改地及 和良内び業場 田宅引材委雲 (土庫地内)	営繕住宅課	業が人に施で齢用進きのルセい能り、等安寄めのルセい能り、等安寄めのにたのにたのでも高の定与	令和 2年 6月	令和 2年 8月 3日	大改地及 和良内び業務・東内 では では では では では では では では では では	令241 令24 30 30	・市内に所在し、 円滑に業務の履行が行える団体で あること・地方自治法施2 ・地方167条の2第 1項第3号にある第 1項第3号に一人こと センターであるり、 で実な履行が見込めること	令和 2 8 3 1 3	公益社団法 田市シルバー 大村 でんけん かん 大 を でんけん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん か	令和 2年 5月 14日	379,483	・地方自治な第167条の2第167条の2第167条の2第167条の2第167条の2第167条の3号に該当すると対するの当たののうちのでは、一次のうちのでは、一次ののでは、一次では、一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次
30	令 2 4 月 1 日	大和信息 高 割 き 関 き 引 り で 残 る き り で り で き り で き り で き り で り で り り で り り し り り し り し り し り り し り り し り り し り り し り	営繕住宅課	業が人に施で齢用進きのルセいな高の定りであるのにたり、等安寄めのにたり、等安寄めのにたりのではのであるのにたのであるのである。	令和 2年 10月	令 3 3 3 3 1 3	大和高田 高田 東 京 中 草 引 球 務 委 野 地 内 で 残 る で 残 る で き り で り で り で り で り で り で り で り し の し り し り し り し り し り し り し り し り り り り	令2920令210 1031	・市内に所在し、 円滑に業るの体 で 一滑に業る団体 で もること ・地第167条の2 ・地第167条の2 ・1項第3号に一人 ・フター ・実は履行が ・実な履行が見込 を またと ・実なること	令和年 3月 3日	公益社団 法人大和 高 コー人材 ンター	令和 2年 9月 10日		・地方自治な2第167条の2第167条の2第167条の2第3号に該対セン等3号に大材市の3号をである。 第3号に大材市の多いでの3時では、 第10分をでは 第10分をでは 第10分をでは 第10分をでは 第10分をでは 第10分をでは 第10分をでは 第10分をでは 第10分を 第10分を 第10分を 第10分を 第10分を 第10分を 第10分を 第10分を 第10分を
31	令 2 4 月 1 1	大改地及搬 高住草材 高住草材 を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	営繕住宅課	業が人に施で齢用進きのルンといな高の定りである。にため、等安寄めにため、これのではのではある。これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これが、これが、これが、これが、これが、	令和 2年 10月	令 3 3 3 3 1 3 1	大改地及 市敷き 車宅引材委市 の の の の の の の の の の の の の	令2920令210 1031	で 中第167条の2第 1項第3号に該当	令和年 3月 3日	公 益 社 団法 人 大 和高い一人材センター	令和 2年 9月 10日	349,999	・地方自発の2第167条の2第167条の2第167条の2第167条の2第167条の2第167条の当立の当時の当時の一次のうちがある。 第3号に対するの当ながある。 第6日本の対象をである。 第6日本の対象をである。 10日本の対象をできなである。 10日本の対象をである。 10日本のののののののののののののののののののののののののののののののののののの

32	令和 2 4 月 1 日	大和高田市 営住主動地 大和宅東 東 大 大 大 学 作 等 等 作 、 業 務 委 託 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	営繕住宅課	業が人に施で齢用進きのルセいは、等安高のルセいは、等安高のにたり、等安高のにたりの年屋促で	令和 2年 11月	令 3 3 3 3 1 1	内除草作業	令2119 令211130 1130	・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当 1項第3号に該当	令和年 3月 3月	公 益 社 団 法 人 市シル 高 田 人 材 セ ンター	令和 2年 10月 30日	172,851	・地方有項 第167条の2第1項シ 第3号に該材する 第3号に該材中の 第3号に該材中の 第3号に支材市 の意 製 がある 第0団体 で を で を で を で を で の で の の の の の の の の の
33	令和年 2 4 月 1 日	大 和 良 住 在 大 力 良 相 で で 変 業 市 大 の で の で の で 変 業 市 に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	営繕住宅課	業が人に施で齢用進きのルンといな高の定ちのルンといな高の定ちのにため、等安寄め	令和 2年 11月	令和年 3月 3日	大改地定 市敷地 定作 を を を を を を を き に る の る の る の を り た り た り た り た り た い き い り り た り た り り り り り り り り り り り り り り	令2119 令21130 和年月日~和年月日	令第167条の2第	令和年 3月 3月	公 益 社 団 法 人 大 和 高ー人材 ンター	令和 2年 10月 30日	77,082	・地方自治法施第167条の2第1項 第167条の2第1項 第3号に該するシート 第3号に対する中 等の当なと本市の がある 第に登録がある 第に登録がある でしたの である ・徴取したの である ・である
34	令和年 2 4 月 1 日	歩道及び公園の除草清 掃業務委託	都市計画課	齢者等の雇用の 用の に い い に ち る た め	4 月	令和 2年 4月 1日	歩道及び公 園の除草清 掃業務委託	令241 令331 和年月日~和年月日	・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当	令和 2年 4月 1日	公益社団法 日本 社団 活出 日本 大田市シルバー人材センター	令和 2年 4月 1日	6,026,000	・地方自治法施行令 第167条の2第1項 第3号に該当するシルバーのうちを を を を を を を を を を を を を を を を を を を
35	令和 2年 4月 1日	大中公園·馬 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	都市計画課	業が録者に施で者通加策たの市る援い能り就社い進内に障施ても障労会くすを数を表するがにしための市のでは、就社い進いのでは、まれい、まれい。	令和 2年 4月	令和 2年 4月 1日	大馬園園園 公 中冷幸総 園園 園 園園 会 職 職 職 職 職 職 職 職 職 職 職 職 職	令241 令33 31 31	1) かりえる団体 であること ・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当せ	令和 2年 4月 1日	株式会社ウィルジャパ ン	令和 2 4 1 1	3,013,000	・地方67年第167年第167条第167条第167条第167条第167年第167年第167年第167年第167年第167年第167年第167年

36	令 2 4 月 1 日	大和 高 田 市総 合公 園 清掃業務委託	都市計画課	業が録者に施で者通加策たの市る援いな障労会くすの市る援いに、就社い進のおびして推り、就社い進のを登書設実の害を参施る	令和 2年 4月	令和年 2年 4月 1日	総合公園花 壇管理業務 委託	令241 令33 31 31	令第167条の2第 1項第3号に該当 するシルバー人材 センターであること ・実績等があり、確 実な履行が見込 めること	令和 2年 4月 1日	社 会 福 祉 法人 育 成 福祉会	令和 2年 4月 1日		履行可能な唯一の 団体である ・徴取した見積書が 予定価格の範囲内 である
37	令和年 2 4 月 1 日	低木剪定·清 掃業務委託	都市計画課	業が人に施で齢用進きのルセい能り、等安寄め内バタても高の定ちのにたり、等安寄めのにたのでりのでものであるのである。	令和 2年 4月	令和年 2 4 1 1	低木剪定· 清掃業務委 託	令241 令33 31 31	・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当 するシルバー人材 センターであること ・実績等があり、確 実な履行が見込 めること	令和 2 4 月 1 日	公益社団 法 日本 大 田市シル 八 大 日 市 シル インター	令和年 2 4 1 1	840,000	・地方自治の2第167条の2第167条の2第167条の2第167条の2第167条の2第3号に該当セントの16月間の10分割を表現では、10分割には、10分割を表現では、10分割とのよりには、10分割を表現では、10分割を表現するのは、10分割を表現では、10分割を表現では、10分割を表現
38	令 2 4 月 1 日	大和 高 田 市営 済場 管 理業務	環境衛生課	業が人に施で齢用進きのルセいな高の定ちのルセンな高の定ちのにたり、等安寄めにたりのであるのにためが、第一年のにためのが多のののののでは、	令和年 4月	令和年 4月 1日	大和高田市 営斎場管理 業務	令241 令33 31 31	・地方自治法施行令第167条の2第	令和年 4月 1日	公益社団 法人 大和 高田人材セ ンター	令和 2年 4月 1日		・地方行領第167条の2第167条の2第167条の2第する第3号に入村市の3号での当セン特者での第三型があるのででは、一等のでは、
39	令 2 4 1 1	市営墓地(材 木町・土庫) 草刈作業及 び清掃作業	環境衛生課	業が人に施で齢用進きのルンといな高の定りである。これがある。これのである。これのでは、等安寄めのにためのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、	令和 2 4 月	4月	市営墓地(材 木町・土庫) 草刈作業及 び清掃作業	令241 令33 31 31	・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当 するシルバー人材 センターであることを ままない。	令和年 24月 1日	株式会社ウ イルジャパ ン	令和 2年 4月 1日	1,571,350	・地方7条の2第167条の2第167条の2第3号に接第167条の2当するで第3号を接続を定義を表す。 東京 大約 大力 大力 を 大約 大力 を 大約 大力 を 大利 を

40	令和 2年 4月 1日	瓶・缶等の分別作業者派 遺契約	クリーンセンタ ー 企 画 整 備課	業が人に施で齢用進きのルセいは、等安害めのルセいは、等安害めのにたりの生るのにたりの生産のにためのでものにためのでものである。	令和 2 4 月	令和 2 4 1 1	瓶・缶等の 分別作業者 派遣契約	令241 令33 31 31	・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当	令和 2年 4月 1日	公 益 社 団 和 大 田 田 八 本 大 田 市 シル 中 人 村 セ ンター	令和 2年 4月 1日	7,463,808	・地方自治なの2年 第167条の2第167条 第3号に該対セン等 第3号に該対セン等 がある 第2000年 第3号に該対セの 第2000年
41	令和 2年 4月 1日	ペットボト ル処理業務 委託料	クリーンセンタ ー 企 画 整 備課	業が録者に施で者通加策たの市る援い能り就社い進の市る援い能り就社い進いなで大権をめるという。	令和 2年 4月	令和 2年 4月 1日	ペットボト ル処理業務 委託	令241 令33 31 31	・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当	令和 2年 4月 1日	株式会社ウィルジャパ ン	令和 2 4 1 1	2,704,900	・地方67年第167年第167年第167年第167年前第3号に該第1年記載 12年記載 14年記載 14年記述 14記
42	2年4月	エコバッグ等の配布・収集作業者派遣契約	クリーンセンタ ー 企 画 整 備課	業が人に施で齢用進きのルセい能の実安寄めのルセンな高の定ちのにたり、等安寄めのにたり、第安寄めのになり、第一年ののののののでは、第一美の年雇促で	令和 2年 4月	令和 2年 4月 1日	エコバッグ等の配布・収集作業者派遣契約	1 /3	<ul><li>・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当 するシルバー人材 センターであること</li></ul>	令和 2年 4月 1日	公 益 社 団 法 人 大 和 高田市シル バー人材セ ンター	令和年月 1 1	3,850,704	・地方自治法施行 第167条の2第1項 第3号に該第1 第3号に該当センター 等ので がのうち本市の 意意契約がある 簿に登本のの で 数 の で 数 の も し 他 に 数 の き を の き を の き を の き を の き を の き を の き の き
43	令和 2年 4月 1日	資源物等の 分別業務委 託契約	クリーンセンタ ー 企 画 整 備課	業が録者に施で者通加策たの市る援い能り就社い進の市る援い能り就社い進いがでて推りないなでがある。		令和 2年 4月 1日	資源物等の 分別業務委 託契約	令241 令33 31 31	かりたる団体であること・地方自治法施行第167条の2第 1項第3号に該支援 する障害ること・実施設であること・実施設であること・実施となった。	令和 2年 4月 1日	社 会 福 祉 法 人 育 成 福祉会	令和 2 4 1 1	4,540,602	・地方自治法施第167条の2第167条の2第167条の2第3号に該第1時間である。当時では一個では一個では一個では一個でである。 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

44	令 2 4 月 1 日	ごみ及び 資 変 変 変 数 委 託 契	クリーンセンタ ー 企 画 整 備課	有がれた がて社会を 加していて 策を推進する ため		令和 2 4 月 1 日	ごみ及び資 源物分別 業務 新	令241 令33 31 31	からこと ・地方167条の2第 1項第3号に支 1項第3号に支 を設置を を設置を があること ・実績履行が 実な履行が 実な 実な と 、 と に き に き に き の り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	\	令和 2年 4月 1日	株式会社ウ イルジャパ ン	令和 2 4 月 1 日		履行可能な唯一の団体である ・徴取した見積書が予定価格の範囲内である
45	令和 2年 4月 1日	一般廃棄物 (カン・ビン等) 収集運搬業 務委託契約	クリーンセンタ ー 企 画 整 備課	業が録者に施で者通加策たの市るだいな障労会くすの市る援いなでがでした推り、就社い進いがでて推進の場がでは進め	令和 2年 4月	令和 2年 4月 1日	一般廃棄物ッ (カン収集) (等) 業 (機) (乗) (乗) (乗) (乗) (乗) (乗) (乗) (乗) (乗) (乗	令241 令33 31 31	・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該第 1項節書者支 施設であること ・実績等があり、確 実な履行が見込 めること		令和年 24月 1日	株式会社ウィルジャパ ン	令和 2 4 1 1		展行可能な唯一の 団体である ・徴取した見積書が 予定価格の範囲内 である
46	令 2 4 1 1	中学校管理 業務委託	教育委員総務課	業が人に施で齢用進きのルセいな高の定ちのルセいは高の定ちのにたり、等安寄めにたりのであるのにためがあるのにたのになるのにをののとなるののののののののでは、	令和年 2年 4月	令和年 2 4 月 1		令241 令33 31 31	・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当 1項第3号に該当		令和年 2 4 月 1 日	公益社団 法人 大和 高田人材セ ンター	令和年 2年 4月 1	6,560,136	地方67条の2第167条の2第167条の2第する 第3号に大力を 第3号に大力を 第3号に大力を がある がのうち がある で が で が で で で で で で で で で で た を に た の き を の き を の き を の き の き の き の き の き の
47	令 2 4 月 1 日	葛城コミュニティセンター夜間業務委託	教育委員会生涯学習課	業が人に施で齢用進きのルンといな高の定りである。これがある。これのにため、等安寄めのにためのにためのにをののにない。これのでは、	令和 2年 4月	令 2 4 1 1	大和高田市 葛城コミュニティ センター 夜間 管理業務委 託	令 2 4 1 令 3 3 3 3 3 3 1	あること ・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当 するシルバー人材 センターであることを		令和年 2年 4月 1日	公 益 社 団 法 人 和 高田市シル バー人材セ ンター	令和 2年 4月 1日	1,403,673	・地方自治法施行令 第167条の2第1項 第3号に該するシルバー人材センター 等の意製約がある唯 での団体である ・徴取した見積画 である ・数定価格の である

48	令和 2年 4月 1日	葛城コミュニティセンター植木剪定及び消毒 委託	教育委員会生涯 学	業が人に施で齢用進きのルンタでも高の定与のルンといな高の定ちのにため、等安寄め	令和 2年 9月	令和年 3月 3 3 1	葛城コミュニティセンター植木 剪定及び消 毒委託	令2914 令29 14 令29 30	・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当	令和年 3月 3日	公 益 社 団 法 人 和 高田市シル バー人材セ ンター	令和 2年 9月 7日	47,408	・地方自治法施行令 第167条の2第1項 第3号に該対センタ 第3号に材センタ 等のうち科センタ 等のうち約を がある 第に登録がある で がある ・ 徴取した見積 要 が の で ある で ある で ある で の う を の う を の う を の う を の う と の う と の う と の う と の う と の ら し の ら し の ら し の ら し の ら る と の ら る の ら の ら る と の ら の ら の ら の ら の ら の ら の ら の ら の と の ら の ら
49	令和年 2 4 1 1	中央公民館 一部管理業 務委託	教育委員会生涯学習課	業が人に施で齢用進きのルンといな高の定ちのルンといる高の定ちのにため、等安寄め	令和 2年 4月	令和年 2 4 1 1	大和高田市 中央公民 一部 一部 務委託	令241 令331 和年月日~和年月日	・地方自治法施行令第167条の2第	令和年 2年 4月 1日	公 益 社 団 法 人 大 和 高田市シル バー人材セ ンター	令和年 2 4 1 1	1,398,760	・地方自治法施行令 第167条の2第1項 第3号に該当するシルバー人材センター 等のうち本市の者を 随意契約がある 簿に登録がある の団体である ・徴取した見積囲が 予定価格の範囲 である
50	令和年 2年 4月 1	中央公民館植木剪定業務委託	教育委員	業が人に施で齢用進きのルンといな高の定りであるのにため、等安寄めのにため、第の定りのであるのにためのでものにためのでものである。	令和年 4月	令 2 8 8 3 8 1	中央公民館植木剪定業務委託	令251 令210 31 31	・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当	令和年 2 8 月 3 日	公 益 社 団 法 大 和 高 ボー 人材 セ ンター	令和 2年 4月 23日	143,837	・地方名第167条の2第167条の2第167条の2第167条の2第167条の2第167条の3号に該村センタウンを対力を表示がある。一次のでは大力を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を
51	令和年 2年 4月 1日	土庫公民館 植木剪定業 務委託	教育委員会生涯学	業が人に施で齢用進きのルンタでも高の定りである。これがある。これのである。これのでは、等ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないので	令 2 5 5 5	令 2 8 8 1 3 1	土庫公民館 植木剪定業 務委託	令261 令2630 和年月日~和年月日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルであることをまる。	令和年 2 8 月 3 日	公 益 社 団 法 人 和 高 田 市 シル レ カ マ フ タ ー	令和 2年 5月 28日	25,758	・地方日 第167条の2第1 第3号に該第1 第3号に該材センタ 等の3号に該材センタ 等の当なと 等の意契 がある 第に登録がある 第に登録がある で で で の で の の の の の の の の の の の の の の

52	令 2 4 1 1	陵 西 公 民 館 植 木 剪 定 業 務 委 託	教育委員会生涯学	業が人に施で齢用進きのルセいな高の定りであるのにため、等安寄めにたりのではるのにためのであるのにためのであるのになるのである。	令和 2 5 月	令 2 8 8 3 1 3	陵西公民館 植木剪定業 務委託	令261 令26 30 30	・市内に所在し、 円滑に業務の履 行が行える団体で あること ・地方自7条の2第 1項第3号に該人 であるシルバであるシルであるシャンターであり、 で実績等行が見込 めること	令和年 2 8 3 1 3	公 益 社 団 法 人 大 和 高 田 市 シル バー 人 材 セ ンター	令和 2年 5月 28日	16,891	・地方自治法施行令項等167条の2第167条の2第1時間第3号に該材センタウンをでは対するのでは対するのでは対する。 第16年ののでは、大本があるでは、大本があるでは、大本があるでは、大本があるでは、大本があるでは、大本がある。 第15年のは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の
53	令和 2 4 月 1 日	高 田 商 業 高 等学校管理 委託業務	教育商事務	業が人に施で齢用進きのルセい能り、等安寄め内バタても高の定ちのにたり、等安寄めのにたのでののでものであるのであり、	令和 2年 4月	令和年 2 4 1 1	高田商業高 等学校管理 業務委託	令 2 4 1 令 3 3 3 3 3 3 1	・市内に所在し、 円滑に業る団体の 行が行える団体の ・地第167条の 1項第3号に一 が行き自治条の 1項第3号に一 がである 1項第3号にであるり、 でがあり、 でがあり、 を実な履 と と まなる と も に と は に は に に り に り に り に り に り に り に り に り	令和年 2 4 1 1	公 益 社 団 法 人 大 和 高田市シル ベー人材セ ンター	令和 2 4 月 1 日	1,798,060	・地方自治の2第167条の2第167条の2第167条の2第167条の2第167条の2第3号に該当センキスを対したののうちがある。 第3号に対するの当ながある。 第に登録がある。 第に登録である。 でである。 ・徴定価格の である。 である。
54	令和年 2 4 1 1	総合体育館管理業務委託	教育委員	業が人に施で齢用進きのルセいな高の定ちのルンでも高の定ちのにため、等安寄めにたり、等のにためのにたのにをののになるのにをののにをののにをののののののでは、	令和 2年 4月	令 2 4 1 1	総合体育館管理業務委託	令 2 4 1 令 3 3 3 3 3 1	令第167条の2第 1項第3号に該当	令和年 2 4 月 1	公 益 社 団 法 人 大 和 高田市シル バー人材セ ンター	令和年 2 4 1 1		・地方自発の2第167条の2第167条の2第167条の2第167条の3号に大材である。 第3号に大材である。 第3号に大材である。 第10分を 第10分 第10分 第10分 第10分 第10分 第10分 第10分 第10
55	令和年 2 4 月 1 日	武道館管理 業務委託	教育委員会体育課	業が人に施で齢用進きのルンマでも高の定りである。にため、等安寄めにため、等を寄める。これのではるのではのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、	令和 2年 4月	令 2 4 月 1 日	武道館管理 業務委託	令241 令33 31 31	・市内に所在し、 円滑に業務の体で 行が行える団体であること・地方167条の2第 1項第3号に該分 1項第3号に対してあるシルンターであるり、 センターでがあり、 実な履行が あること	令和 2年 4月 1日	公 益 社 団 法 人 大 和 高田市シル バー人材セ ンター	令和 2年 4月 1日	1,063,051	・地方自治法施行令項 第167条の2第1項 第3号に該第1を 第3号に対センター 等のうち本市象を である 第に登録がある 第に登録がある である ・徴取した見積 である ・徴定価格の である

※1. 発注見通しの公表は、4月1日(当該日において予算が成立していない場合にあっては、予算の成立日)が基準となっていますので、実際の発注 と異なる場合又は掲載されていない発注が行われている場合があります。